

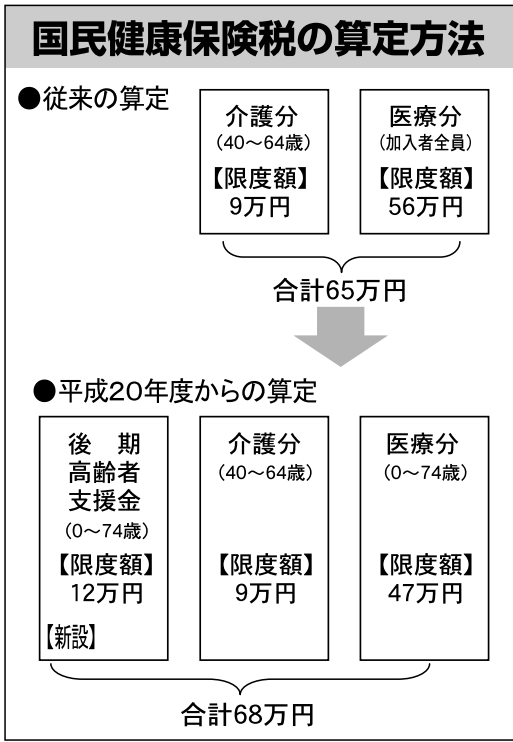
平成20年度から 国民健康保険税は大きく変わります

平成20年4月より75歳以上の方が全員加入することとなる「後期高齢者医療制度」が始まります。これまでは75歳（定以上の障害のある方は65歳）以上の方は国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら老人保健制度で医療を受けていましたが、平成20年度からは新たに、独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

国民健康保険税の算定に新たに 「後期高齢者支援金」が加わります

後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険加入者の保険税の算定方法が平成20年度より変わります。

これまで国民健康保険税は医療分と介護分（40歳から64歳の方）とを併せた保険税となっていました。平成20年度より新たに「後期高齢者支援金」も併せた保険税となります。



- 平成20年度より左記に該当する年金受給者については原則として、年金より引きとなる「特別徴収」という納付方法に変わります。
- 特別徴収の対象となる方
 - 年金受給額が年額18万円以上ある方
 - 国民健康保険の加入世帯の世帯主と加入者がすべて65歳以上75歳未満である方
 - 介護保険料と国民健康保険税を合算した額が年金受給額の2分の1を下回る方
- 特別徴収の方法
 - 納期は年6回（年金の支払月で、仮徴収と本徴収にわかれています。
 - 仮徴収** 4月・6月・8月は前年度（平成19年度）国保税額の6分の1の金額ずつ仮徴収します。
 - 本徴収** 10月・12月・2月は、決定された平成20年度国保税から仮徴収分を差し引き、調整された金額が年金からの天引き（特別徴収）となります。

経営体育成基盤整備事業 浮金地区が竣功しました

平成19年12月16日に、浮金地区のほ場整備の竣工を記念して記念碑の除幕と祝賀会が県及び関係機関の出席のもと、厳粛にとりおこなわれました。

平成12年度に事業着手、8年の歳月と5億1千万円の事業費により25ヘクタールの農地の整備を実施、併せて、本事業の目的である農地集積のため3戸の農家を選定、受益面積の6割以上を賃貸借・作業受委託等を活用して農地の集積と団地転作等が実施されています。

祝賀会において、事業完了まで多くの方々のご指導・ご協力に対し宗像金吾事業推進委員長より感謝の言葉がありました。

さらに、町より「関係者のご労苦に対する敬意と、今後とも受益者が一丸となり農地の保全に努め、地域農業の進展に貢献されることを期待します。」とお祝いの言葉が述べられました。

